

JASDAQ 市場における IR 活動の推進のための本協会関係諸規則の整備について

平成 16 年 3 月 10 日
日本証券業協会

証券市場の公正性・透明性に対する信頼性を向上させるためには、適時・適切な会社情報の開示が必要不可欠な要件であり、法令及び自主規制機関の規則に基づく制度開示を通じて、企業の業績動向や将来の業績見通しなど、投資判断の基礎となる重要な会社情報が定型的な方法、様式により提供されている。その一方で、ここ数年の企業業績、企業を取り巻く経営環境や企業の業容が急速に変化し得る状況では、投資者や株主がより適正に企業の現状を理解・評価するためには、IR 活動などを通じて、投資者や株主が必要としている会社情報を適時・公平・継続的に、かつ、わかりやすく提供するととどまらず、投資者等とのコミュニケーションを図っていくことが求められている。

このような状況を踏まえ、本協会では、昨年 12 月、「JASDAQ 市場における IR 活動の推進について」(IR 活動の推進に関するアクション・プログラム)を公表し、年 2 回以上の IR 活動の実施等を主な内容とする、店頭登録会社が行うべき一定の IR 活動の内容や範囲を定め、JASDAQ 市場における IR 活動を推進していく旨掲げたところであるが、今般、同アクション・プログラムに基づき、以下のとおり、本協会関係諸規則を整備することとしたい。

項 目	内 容	備 考
<p style="text-align: center;">. IR 活動に関する諸規定の新設</p> <p>1 . 概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発行会社は、少なくとも年 2 回以上、IR 活動（説明会の開催又はホームページへの IR 資料の掲載）を実施するものとする。 ・ 発行会社は、IR 活動を実施した場合には、遅滞なく本協会に報告するとともに、本協会は、当該報告を受けた内容等を公衆の縦覧に供するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ IR 活動に関する必要な事項（以下 2 . に掲げる事項及びその取扱い等）は、新たに制定する理事会決議「IR 活動の推進のための取扱いについて（案）」（別紙 1 参照）及び「IR 活動の実施に関するガイドライン（案）」（別紙 2 参照）において定めることとする。

項 目	内 容	備 考
<p>2 . IR 活動の実施等</p> <p>(1) 発行会社による IR 活動の実施</p> <p>(2) IR 活動の内容・範囲等</p> <p>IR 活動の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発行会社は、IR 担当役員等を設置するものとする。 ・ 発行会社が適切に IR 活動を行わなかった場合には、本協会は、当該発行会社に対し、IR 活動の実施を勧告することができるものとする。 ・ 発行会社は、本協会の定める IR 活動期間（毎年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）において、少なくとも2回以上、IR 活動を実施するものとする。 ・ 「IR 活動」とは、発行会社が、「IR 資料」を用いて、「投資者等」に対する「登録銘柄の投資に関する説明会の開催」又は「登録銘柄の投資に関する説明会の開催に相当する活動」（説明会の開催と同等の効果が得られるよう、自社が継続的に開設するホームページにおいて IR 資料を掲載すること）のいずれかを実施することをいう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適用初年度（平成16年4月1日から平成17年3月31日までの IR 活動期間）は、投資者等にとって適切と考えられる IR 活動の内容を、事前に各発行会社が検討するための期間と位置付け、「少なくとも年1回以上」とすることとする。 ・ 「登録銘柄の投資に関する説明会」には、広範囲の投資者等を対象として開催する会社説明会又は決算説明会などを含むものとする。ただし、いわゆるスモールグループ・ミーティング及び個別面談など特定の少数者を選定して開催するものは含まないものとする。 ・ 「登録銘柄の投資に関する説明会の開催に相当する活動」により IR 活動を実施する場合には、当該説明会の開催と同等の効果が得られるよう、自社ホームページにおける IR 資料の掲載に加え、FAQ

項 目	内 容	備 考
<p>IR 資料の範囲</p> <p>IR 活動の対象となる投資者等の範囲</p> <p>(3) IR 活動の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「IR 資料」とは、発行会社が作成する資料であって、投資者等による適切な当該発行会社の現状の理解・評価に資するために作成されたものをいう。 ・ 「投資者等」とは、個人投資家、機関投資家、証券アナリスト、取引先又は株主をいう。 ・ 発行会社は、IR 活動を実施した場合には、その内容につ 	<p>(よくある質問と答え)及び電子メールによる問い合わせ窓口の設置など、できる限り投資者等とのコミュニケーション手段の確保に努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自社が継続的に開設するホームページへの IR 資料の掲載は、当該掲載を行った日から 1 年間、行うものとする。 ・ IR 資料には、決算(会社)説明会資料及びそれらの補足資料、事業報告書、アニュアル・レポートなどの資料を含むものとする。 ・ IR 資料においては、登録銘柄の投資に際して投資判断の参考となるような情報(最近の業績動向、経営方針及び経営戦略など)を積極的に取り入れて説明するものとする。 ・ 「機関投資家」とは、証券取引法第 2 条第 3 項に規定する適格機関投資家などをいう。 ・ 「証券アナリスト」とは、証券分析業務に従事する者をいう。 ・ 「取引先」とは、発行会社と売上又は仕入の取引関係を有する取引先をいう。 ・ 発行会社は、IR 活動の実施時期、実施方法、実

項 目	内 容	備 考
<p data-bbox="259 248 450 280">に関する報告</p> <p data-bbox="232 496 517 571">(4) IR 担当役員等の設置</p> <p data-bbox="232 834 517 909">(5) IR 活動への適切な対応</p> <p data-bbox="232 1222 517 1297">(6) IR 資料の公衆の縦覧</p>	<p data-bbox="568 248 1223 280">いて、遅滞なく本協会に報告するものとする。</p> <ul data-bbox="546 296 1330 1350" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="546 296 1330 432">・ 発行会社は、本協会に報告した内容等について、変更又は訂正すべき事情が生じた場合には、遅滞なく当該変更又は訂正後の内容等について報告するものとする。 <li data-bbox="546 496 1330 632">・ 発行会社は、IR 活動に関し責任を負う「IR 担当役員」及び本協会との連絡を掌る「IR 事務連絡責任者」を選定し、本協会に届け出るものとする。 <li data-bbox="546 834 1330 1158">・ 本協会は、発行会社が適切に IR 活動を行わなかった場合であって必要と認めるときは、当該発行会社に対して、IR 活動の実施を勧告することができるものとする。 <li data-bbox="546 978 1330 1158">・ 当該勧告を行った場合において、当該勧告後1か年以内において勧告に沿った対応が当該発行会社により行われな ないとき又は行われな い見込みであるときは、本協会は、その旨を公表することができるものとする。 <li data-bbox="546 1222 1330 1350">・ 本協会は、発行会社より提出を受けた IR 資料その他本協会が必要と認める資料について、当該資料の提出を受けた日から3年間、公衆の縦覧に供するものとする。 	<p data-bbox="1384 248 2045 384">施内容、対象者及び参加者の属性・数その他本協会が必要と認める事項に関する報告及び資料の提出を行うものとする。</p> <ul data-bbox="1361 496 2045 1401" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1361 496 2045 576">・ IR 担当役員は、取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者から選定するものとする。 <li data-bbox="1361 592 2045 767">・ IR 担当役員は、原則として、会社情報の適時開示等に関し責任を負う情報開示担当役員を兼務することができないものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、この限りではない。 <li data-bbox="1361 834 2045 962">・ 本協会は、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する IR 活動期間から、IR 活動の実施に関する勧告を行うものとする。 <li data-bbox="1361 1222 2045 1401">・ IR 資料等の公衆の縦覧については、本協会の設置する有価証券報告書等縦覧室における縦覧に加え、本協会が JASDAQ 市場の運営業務を委託している株式会社ジャスダックのホームページ等にお

項 目	内 容	備 考
3 . その他 . 実施時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他所要の整備を図る。 ・ 本年 4 月 1 日を目途に実施する。 	いても可能とするよう対応を図ることとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第 1 号) 及び「店頭売買有価証券市場の運営業務の委託に関する規則」(公正慣習規則第 1 号の 4) について、所要の整備を図る(別紙 1 参照)。

パブリック・コメントの募集スケジュール等
 募集期間：平成 16 年 3 月 10 日から平成 16 年 3 月 19 日 17:00 まで
 パブリック・コメントの募集方法：郵便又は電子メールにより募集
 郵便の場合：〒103 - 0025 東京都中央区日本橋茅場町 1 - 5 - 8
 日本証券業協会総務部総務グループ 宛
 電子メールの場合：public@wan.jsda.or.jp
 (注) 住所・氏名・会社名等連絡先を明記の上、御提出ください。

本件に関するお問い合わせ先：
 日本証券業協会 店頭市場部 市場企画グループ (Tel: 03 - 3667 - 8459)